

山梨県がん対策推進条例（仮称）の骨子

前文

- ・ がんは、依然として県民の疾病による死亡の最大の原因であり、県民の生命及び健康にとって重大な課題となっています。
- ・ 本県では、長きにわたる肝炎・肝がん対策への取組、また全国に先駆けた子宮頸がん予防ワクチン接種への助成制度の創設など様々な施策を講じてきたところであります。
- ・ 今後更に、県を挙げて温かみのある適切ながん対策を推進することにより、県民が生涯にわたって健やかに安心して暮らせる山梨を築くことを決意し、この条例を制定します。

1 目的

- ・ がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、県、保健医療従事者、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 定義

- ・ がん医療
科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいいます。
- ・ 保健医療従事者
医師その他の保健医療に従事する者をいいます。
- ・ がん対策関係者
保健医療従事者、がん対策に関する啓発活動に取り組む団体その他のがん対策に主体的に取り組むもの（国、県及び市町村を除く。）をいいます。

3 県及び関係者の責務

○ 県の責務

- ・ 県は、がん対策に関し、本県の特성에応じた施策を策定・実施します。
- ・ 県は、施策の実施に当たっては、国、市町村及びがん対策関係者と連携を図ります

○ 保健医療従事者の責務

- ・ 保健医療従事者は、がんの予防、早期発見又はがん医療に関する技能の向上に努めます。
- ・ 保健医療従事者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めます。

○ 県民の責務

- ・ 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、がん検診を積極的に受けるよう努めます。

○ 事業者の責務

- ・ 事業者は、次の環境の整備に努めます。
 - (1) 従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができる環境
 - (2) 従業員ががん患者となった場合に、安心してがんの治療を受け、また療養することができる環境
 - (3) 従業員の家族ががん患者となった場合に、安心して看護することができる環境
- ・ 事業者は、県及び市町村が行なうがん対策に関する施策に協力するよう努めます。

4 がん対策推進計画

- ・ 知事は、がん対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県におけるがん医療の提供の状況等を踏まえ、がん対策の推進に関する計画を策定します。
- ・ 知事は、計画の策定に当たっては、市町村及び県民の意見が反映されるよう必要な措置を講じます。
- ・ 知事は、計画を策定したときは、直ちに公表します。
- ・ 知事は、本県における、がん医療に関する状況の変化等を踏まえ、少なくとも五年ごとに、計画に検討を加え必要により変更します。
- ・ 上記、2点目及び3点目の規定は、計画の変更について準用します。

5 がん対策の施策等

予防・早期発見・がん教育

○ がんの予防の推進

- ・ 県は、がんの予防に資するため、次の施策その他の必要な施策を講じます。
 - (1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発
 - (2) 学校、病院その他の多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止を図るための対策の推進

○ がんの早期発見の推進

- ・ 県は、がんの早期発見に資するため、次の施策その他の必要な施策を講じます。
 - (1) がん検診の受診率の向上のための普及啓発
 - (2) がん検診に携わる保健医療従事者の資質向上を図るための研修機会の確保
 - (3) がん検診の事業評価について、市町村等がん検診機関に対する技術的な助言

○ がん教育の推進

- ・ 県は、学校その他の教育機関等との連携を図りつつ、がんの予防及び早期発見の重要性等に関する児童及び生徒の理解と関心を深めるため、がんに関する学習活動を推進します。

がん医療の充実

- ・ 県は、がん患者がそのがんの状態に応じた適切な医療を受けることができるようにするため、次の施策その他の必要な施策を講じます。
 - (1) がん診療連携拠点病院の機能強化
 - (2) がん診療連携拠点病院と他の医療機関との連携協力体制の整備
 - (3) 放射線治療及び化学療法を受けることができる環境の整備
 - (4) 手術、放射線治療、化学療法等がん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成・確保
 - (5) がんの治療の効果を高めるため、がん医療と歯科医療との連携の支援

患者等への支援

○ 緩和ケアの推進

- ・ 県は、緩和ケアの推進を図るため、次の施策その他の必要な施策を講じます。
 - (1) がん患者の状況に応じて治療の初期の段階から緩和ケアを受けることができる環境の整備
 - (2) 緩和ケアに携わる専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成・確保

○ 在宅医療の推進

- ・ 県は、がん患者が居宅等において適切ながん医療や緩和ケアを受けることができるようにするため、次の施策その他の必要な施策を講じます。
 - (1) 居宅等でのがん医療及び緩和ケアに携わる医療従事者と介護従事者との連携協力体制整備の支援
 - (2) 居宅等でのがん医療及び緩和ケアに携わる医療従事者並びに緩和ケアの知識をもった介護従事者の育成・確保

○ がん患者等の支援

- ・ 県は、療養生活の質の維持向上等のため、次の施策その他の必要な施策を講じます。
 - (1) がん患者がセカンドオピニオンを取得しやすい環境の整備その他のがん患者等に対する相談支援体制の充実
 - (2) がん患者等が組織する民間団体等が行うがん患者等の療養生活の質の維持向上等のための活動支援

個別がん対策

○ 女性に特有のがん対策の推進

- ・ 県は、女性に特有のがん対策の推進のため、次の施策その他の必要な施策を講じます。
 - (1) がん罹患しやすい年齢に応じてがんの予防及び早期発見を行うことの重要性等、正しい知識の普及啓発
 - (2) 女性に特有のがんの予防接種の促進

○ 肝炎・肝がん対策の推進

- ・ 県は、肝炎・肝がん対策の推進のため、次の施策その他の必要な施策を講じます。
 - (1) 肝炎・肝がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成・確保
 - (2) 肝炎ウイルス検診の促進
 - (3) 肝炎ウイルスの感染者に対する相談支援の充実

6 がん登録・研究等

○ がん登録の推進

- ・ 県は、適切ながん対策の企画及び立案並びにがん医療の向上のため、がん登録を推進します。
- ・ 県は、がん登録の推進に当たっては、がん患者の個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じます。

○ がん研究の推進

- ・ 県は、がんの罹患率低下等のための研究が促進され、その成果が活用されるよう必要な施策を推進します。

○ 情報の提供

- ・ 県は、県民に対し、がんに関する正確かつ適切な情報を提供します。
- ・ 県は、市町村及びがん対策関係者によるがんに関する情報提供の充実を図ります。

7 県民運動の推進

- ・ 県は、市町村、がん対策関係者、がん患者等、学校その他の教育機関及び事業者との連携を図りつつ、がんの予防及び早期発見その他のがん対策に関する県民の理解と関心を深めるための取組を推進します。

8 財政上の措置

- ・ 県は、がん対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。